

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年5月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200412 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2300004 号

第1 結論

昭和 42 年 4 月から昭和 46 年 3 月までの請求期間、昭和 51 年 4 月から昭和 52 年 3 月までの請求期間、昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの請求期間及び昭和 63 年 10 月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 11 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 42 年 4 月から昭和 46 年 3 月まで
② 昭和 51 年 4 月から昭和 52 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで
④ 昭和 63 年 10 月から平成 2 年 3 月まで

勤務していた事業所を退職した昭和 42 年 4 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を同市から送付された納付書により、同市役所又は B 信用金庫（現在は、C 信用金庫）の窓口で納付していた。2 回ほどまとめて保険料を納付したこともあるたと思うが、きちんと納付していたと思う。また、請求期間④については、平成元年 12 月頃に A 市から D 町に転居しており、A 市に居住していた当時は、同市から送付された納付書により同市役所又は B 信用金庫の窓口で、D 町に転居した以降は、同町から送付された納付書により同町役場又は E 信用金庫の窓口で国民年金保険料を納付していたので、当該期間の記録を訂正してほしい旨の訂正請求を行ったところ、記録の訂正是できない旨の通知を受け取った。

新たな資料等はないが、送られてきた納付書で、請求期間に係る国民年金保険料を納付した記憶があるので、再度調査及び審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る前回の年金記録訂正請求に関して、i) 請求者は、勤務していた事業所を退職した昭和 42 年 4 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、同市（D 町に転居した以降は、同町）から送付された納付書により、同市役所又は B 信用金庫（D 町に転居した以降は、同町役場又は E 信用金庫）で納付していたと主張しているが、請求

者の国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）「＊」は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、A市において昭和 49 年 5 月頃に払い出されたと推認でき、同市における請求者の国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の備考欄においても「49. 5. 10 処理」の記載が確認できることから、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、請求者の主張する加入時期と相違すること、ii) 請求期間①について、上記のとおり、請求者の国民年金の加入手続が行われた昭和 49 年 5 月時点では、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができないが、第 2 回特例納付（実施期間：昭和 49 年 1 月から昭和 50 年 12 月まで）及び第 3 回特例納付（実施期間：昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月まで）の制度により納付できる期間であるところ、請求者は A 市から送付された納付書のとおり納付していたと陳述するのみで、特例納付に係る申出手続、保険料を納付した時期及び納付金額について全く記憶していない上、A 市及び C 信用金庫は、請求期間当時に窓口で納付された保険料に係る納付書の控えについて、保存期間経過のため保管していないとしていることから、請求期間①に係る特例納付の状況は不明であること、iii) 請求期間②、③及び④について、被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者は、それぞれの請求期間前後の期間について、現年度納付、過年度納付又は特例納付により国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、請求者は、請求期間②、③及び④の保険料の具体的な納付方法、納付時期及び納付金額については記憶がないとしている上、上述のとおり、A 市及び C 信用金庫は、請求期間当時に窓口で納付された保険料に係る納付書の控えについて、保存期間経過のため保管していないとしており、D 町及び E 信用金庫も同様であることから、これらの状況は不明であること、iv) 被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間③直前の昭和 60 年 3 月までの請求者の国民年金保険料の納付済月数は 138 月（11 年 6 ヶ月）であるところ、A 市年金担当課が昭和 63 年 5 月 12 日付けで請求者に発出した「国民年金保険料納付のご案内」に「あなたの場合、昭和 63 年 4 月現在で過去に 11 年 6 ヶ月納付済です。」と記載されていることから、昭和 63 年 4 月時点において、請求期間①、②及び③については未納期間として同市に把握されていたことが推認でき、上記「国民年金保険料納付のご案内」に記載された「昭和 63 年 4 月」の時点で、請求期間①、②及び③の国民年金保険料は既に時効により納付することができないこと、v) 被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金保険料納付に係るそれぞれの記録は一致しているところ、請求期間①、②、③及び④の合計 87 月にわたり、繰り返し同一人の保険料納付に係る事務処理及び記録管理に誤りが生じたとは考え難いこと、vi) 請求者は、その妻の国民年金保険料について、遅れることはあったかもしれないが基本的に請求者の分と一緒に納付していたと思う旨陳述しているが、妻の手帳記号番号は、請求者と連番で払い出されているものの、被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間に係る保険料は、請求者と同様に未納と記録されていること、vii) 社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに昭和 42 年 4 月から昭和 49 年 4 月までに A 市において払い出された手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったが、上記手帳記号番号以外に請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、viii) 請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に令和元年10月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回の年金記録に係る再請求にあたり、請求者は、新たな資料等はないが、送られてきた納付書で、請求期間に係る国民年金保険料を納付した記憶があるので、再度調査及び審議の上、記録を訂正してほしいと主張しているが、前回と同様に、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする記憶は具体的ではない上、保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間について、請求者が国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2200706 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 2300005 号

第1 結論

昭和 55 年＊月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年＊月から昭和 58 年 3 月まで

私の母は、昭和 60 年頃に私の国民年金の加入手続を A 町役場で行い、請求期間を含めた国民年金保険料を遡って全て納付してくれた。請求期間の保険料が納付されていないと記録されているのはおかしいので、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が昭和 60 年頃に請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間を含めた国民年金保険料を遡って全て納付してくれた旨主張しているところ、オンライン記録により、請求者が 20 歳となった日に遡って国民年金の被保険者資格を取得する処理が同年 7 月 16 日に行われ、請求者に国民年金手帳記号番号「＊」(以下「国民年金番号」という。) が払い出されていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、同年 7 月に行われたものと推認できる。

また、オンライン記録により、請求期間直後の昭和 58 年 4 月から昭和 59 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は、昭和 60 年 7 月 26 日に収納されていることが確認できるところ、請求者の国民年金の加入手続が行われた同年 7 月時点において、請求期間に係る保険料については、納期限から 2 年を経過しており、国民年金法第 91 条及び同法第 102 条第 3 項（当時）の規定により、当該期間に係る保険料の徴収権は時効により消滅しているため、納付することはできない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、全て母親に任せていたとしているところ、請求者の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたとする請求者の母親は既に亡くなってしまっており、請求期間当時の状況を聴取できないため、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の具体的な納付状況について確認できない。

加えて、請求期間に A 町で国民年金の加入手続を行った被保険者の氏名等が記載されている

国民年金被保険者台帳管理簿を全件確認したが、請求者の氏名は前記の国民年金番号以外には記載されていない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び社会保険オンラインシステムにより請求者の氏名を検索したが、請求者に前記の国民年金番号以外の別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者が請求期間当時住民登録していたA町は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認できる資料はない旨回答しているなど、請求者が請求期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200670 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2300009 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 39 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 63 年 10 月 31 日から平成 4 年 2 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社を辞めた日の記録が違っていることに気づいた。厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が昭和 63 年 10 月 31 日となっているが、実際は 3 か月ほど勤務を中断した期間を除いて勤務を続けており、退社したのは次の会社に入社する直前の平成 4 年 1 月末頃だったはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった当時の事業主（以下「元事業主」という。）から提出された賞与に係る台帳（以下「賞与台帳」という。）の記載内容により、請求者は、請求期間の一部について勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社が加入していた B 厚生年金基金の記録を管理する企業年金連合会の回答によると、請求者は加入員資格を昭和 63 年 10 月 31 日に喪失しており、厚生年金保険の資格喪失年月日と一致している。

また、元事業主は、平成 31 年に会社を廃業しており、既に提出した以外の資料は残っておらず、当時の社長及び事務経理をしていた役員が死亡しているため、賞与台帳に記載されていること以外は不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る給与の支払及び給与からの厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者のうち 16 名に文書照会を行ったものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入について具体的な回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。